

## ○道路運送法施行規則

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 &lt;以下略&gt;

## ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 &lt;以下略&gt;

○上三川町地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成30年3月7日

告示第17号

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は副町長及び次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱、又は任命する者とする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 地域公共交通計画に定める事業を実施する者又は実施すると見込まれる者
- (3) 栃木運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者又はその指名する者
- (7) 下野警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者その他町長が必要と認める者